

平成 22 年 10 月 4 日

各 位

株 式 会 社 み ず ほ 銀 行
みずほ電子債権記録株式会社

みずほ電子債権記録株式会社による電子債権記録業の指定取得及び開業について

株式会社みずほ銀行（頭取 西堀 利、以下「みずほ銀行」といいます）の全額出資子会社であるみずほ電子債権記録株式会社（代表取締役 岸田 守、以下「みずほ電子債権記録」といいます）は、平成 22 年 9 月 30 日付で電子債権記録業の指定（電子記録債権法第 51 条第 1 項）を関係当局より取得し、平成 22 年 10 月 4 日より開業いたしましたのでお知らせいたします。

電子記録債権は、売掛債権や手形債権といった、従来決済手段として用いられてきた金銭債権の長所を合わせ持つ新しい類型の金銭債権で、今後、資金決済手段としての幅広い利用と、お客さまの資金調達の円滑化に寄与することが期待されております。みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行およびみずほ電子債権記録では、電子記録債権を活用して、お客さまの利便性の高い商品・サービスを、順次、提供してまいります。現時点で予定しております商品・サービスは次のとおりです。

【提供サービス】

《みずほ電子債権決済サービス》

・ 電子記録債権による決済サービス

主に大企業のお客さま（支払企業）に対し、電子記録債権による決済手段を提供します。支払企業では、支払手形削減による支払事務効率化等が期待できます。また、電子記録債権を保有する主に中小企業のお客さま（納入企業）が電子記録債権の期日に資金を受け取る口座は、全国の預金取扱金融機関の口座をご利用いただけます。

・ 電子記録債権の買取（資金化）サービス

上記サービスで発生した電子記録債権を、必要な金額だけ資金化できるサービスです。

なお、現時点にて、約 100 社の＜みずほ＞のお客さまに「みずほ電子債権決済サービス」の導入（既存の手形レス商品からの切替えを含む）をご検討いただいておりますが、主なお客さまは、以下のとおりです。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ・ サッポロホールディングス株式会社様 | ・ 株式会社 T & K TOKA 様 |
| ・ 株式会社サンエー・インターナショナル様 | ・ 藤光樹脂株式会社様 |
| ・ 株式会社資生堂様 | ・ 日成共益株式会社様 |
| ・ シャープ株式会社様 | ・ 日本製紙株式会社様 |
| ・ SHOEI 株式会社様 | ・ 日本発条株式会社様 |
| ・ 株式会社ダイフク様 | |

(50 音順)

以 上

《ご参考》

(みずほ電子債権記録株式会社の概要)

商 号	みずほ電子債権記録株式会社
所 在 地	東京都港区西新橋 1-11-4
資 本 金	7.5 億円
株主構成	株式会社みずほ銀行 100%
設 立 日	平成 22 年 1 月 5 日
代 表 者	代表取締役社長 岸田 守
業務内容	電子記録債権法に基づく電子債権記録業および附帯する業務

(みずほ電子債権決済サービスのスキーム概要)

